

## インフルエンザ様疾患発生報告について (第2報)

インフルエンザ様疾患の集団発生により措置を行った旨の報告がありましたので、お知らせします。うがい・手洗い、せきエチケットなど、個人でできる予防対策の徹底をお願いします。

なお、小児・未成年者の異常行動による転落などのリスクを軽減するため、インフルエンザにかかった時は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動にご注意下さい。

### 1. インフルエンザ様疾患の集団発生による措置状況

●学級閉鎖等の措置をとった施設

整理番号 *1	名 称	所在地	生徒数 *2	患者数 *3	うち欠席者 数	措置 (学年、学級)	期間
1	朝日町立あさひ野小学校	下新川郡朝日町藤塚	27	13	11	学年閉鎖 2年生	1/16-17
2	黒部市立生地小学校	黒部市生地経新	29	17	7	学年閉鎖 3年生	1/16-17
3	立山町立釜ヶ淵小学校	中新川郡立山町道源寺	13	9	6	学年閉鎖 5年生	1/16-17
4	高岡市立博労小学校	高岡市博労本町	25	12	9	学級閉鎖 2年生1クラス	1/16-17
5	高岡市立古府小学校	高岡市伏木古府元町	31	15	13	学年閉鎖 1年生	1/16-18
6	射水市立新湊南部中学校	射水市鏡宮	74	29	22	学年閉鎖 3年生	1/16-17
7	射水市立射北中学校	射水市堀岡古明神	31	12	11	学級閉鎖 1年生1クラス	1/16-18
8	砺波市立庄南小学校	砺波市中野	20	6	5	学級閉鎖 1年生1クラス	1/16-18
9	南砺市立井波小学校	南砺市山見	46	18	14	学年閉鎖 2年生	1/16-18
10	小矢部市立石動中学校	小矢部市観音町	32	20	14	学級閉鎖 2年生1クラス	1/15-17
11	富山市立山室中学校	富山市山室	199	57	49	学年閉鎖 2年生	1/16-17
計			527	208	161		

\*1 番号は週ごとに更新し、同一週内で同じ学校に追加の措置があった場合は枝番でカウントします。

\*2 「生徒数」は、学級閉鎖等の措置に係る学級、学年の生徒数の合計です。

\*3 「患者数」は、インフルエンザ様症状による欠席者数に、出席者で症状のある生徒数を加えたものです。

\*4 「欠席者数」は、患者数からの再掲です。

注: 本リストは暫定情報です。締め切り後に措置が変更又は決定されたものなどについてはリストに含まれていません。

●本日の措置施設数 (学年閉鎖と学級閉鎖の措置を併せてとった施設は「学年閉鎖施設」に計上します。)

	保育所・幼稚園	小学校	中学校	その他	計
休校					
学年閉鎖		5	2		7
学級閉鎖		2	2		4
計		7	4		11

●本県の今シーズンの集団発生状況 (臨時休業等の措置をとった施設の累積数; 今回発表分を含む)

施設数	施設数内訳				措置内訳			生徒数	患者数	うち 欠席者数
	保育所 幼稚園	小学校	中学校	その他	休校	学年閉鎖	学級閉鎖			
12	-	8	4	-	-	7	5	553	219	171

### 2. インフルエンザ流行状況

●定点医療機関あたりの患者報告数 (感染症発生動向調査)

週	49 週 12/4~12/10	50 週 12/11~12/17	51 週 12/18~12/24	52 週 12/25~12/31	1 週 1/1~1/7
富山県	0.79	1.44	2.35	4.17	5.90
全 国	4.06	7.40	12.87	17.88	16.31

※ 定点医療機関数 富山県：48 医療機関、全国：約 5,000 医療機関

### 3. インフルエンザの異常行動への注意喚起

インフルエンザにかかった際に、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無にかかわらず、異常行動（急に走り出す、部屋から飛び出そうとするなど）が報告されており、厚生労働省が具体的な対策を示し注意喚起を実施（平成29年11月薬生安発第8号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知抜粋）。

＜具体的な対策＞

○原則

- ・ 小児・未成年者がインフルエンザにかかった時は、抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、少なくとも治療開始後2日間は小児・未成年者を一人にしない

○小児・未成年者が住居外に飛び出ないための追加の対策（例）

（1）高層階の住居の場合

- ・ 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に行う（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む）
- ・ ベランダに面していない部屋で寝かせる
- ・ 窓に格子のある部屋で寝かせる（窓に格子がある部屋がある場合）

（2）一戸建ての場合

- ・ （1）に加え、できる限り1階で寝かせる

### 4. 予防のポイント～感染予防の徹底、感染拡大防止のお願い～

○うがいと手洗いを徹底しましょう。

○インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度おさえ、重症化を予防する効果があるとされており、高齢者の場合は予防接種法上の定期接種の対象となっています。

○十分な睡眠やバランスの良い食生活など、健康的な生活を心がけましょう。

○家族や周りの人にうつさないために、せきエチケットを徹底しましょう。

- ・ せきやくしゃみがでそうなときは、ティッシュ等で鼻と口を覆い、周りの人から顔をそらしましょう。

- ・ せきやくしゃみが続くときはマスクを着用しましょう。

○急な発熱やせき等の症状がある場合は早めに医療機関を受診しましょう。

○乳幼児や高齢者、妊娠中の方、基礎疾患（呼吸器疾患、慢性心疾患など）をお持ちの方は特に注意が必要です。日頃からかかりつけの医師と相談しておきましょう。

○インフルエンザにかかったら、無理をせず、登園や登校、出勤をひかえるようにしましょう。

※ 報道機関の皆様には、インフルエンザの予防及び感染拡大防止のため、県民の方々に対する注意喚起に格段の御協力をお願いいたします。

○インフルエンザに関する情報については下記のホームページをご覧ください。

・ 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

・ 富山県感染症情報センター <http://www.pref.toyama.jp/branches/1279/kansen/inful/infull.htm>